

令和6年度企業訪問によるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務 企画提案説明書

1 業務名

令和6年度企業訪問によるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務

2 業務内容

仕様書のとおり

3 予算規模

3,999,050円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月21日まで

5 参加資格

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）に該当しない者。又は暴力団員（（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (7) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適合要件に該当しないこと。

6 スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年2月2日(金) |
| (2) 質問書提出期限 | 令和6年2月9日(金) 17時(必着) |
| (3) 参加意向申出書提出期限 | 令和6年2月16日(金) 17時(必着) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年2月27日(火) 17時(必着) |
| (5) 審査(ヒアリング) | 令和6年3月5日(火)
※詳細は申込者に別途通知する |
| (6) 結果通知 | 令和6年3月中旬を予定 |
| (7) 契約締結予定日 | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日 |

7 参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加意向申出書(様式1) 1部
 - イ 競争入札参加資格認定通知書の写し 1部
- (2) 提出期限
令和6年2月16日(金) 17時00分(必着)
- (3) 提出方法
下記「15 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参
※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書 12部
A4判両面(書式及び枚数は自由)とする。
上記2の「業務内容」及び下記9の「企画提案の審査」を踏まえ、必要な事項を記載すること。
 - イ 参考見積書 12部
A4判両面(書式及び枚数は自由)とする。各業務の積算根拠が分かるように作成すること。
- (2) 提出期限
令和6年2月27日(火) 17時00分(必着)
- (3) 提出方法
下記「15 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参
※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。
- (4) 質問について

様式2により下記「15 応募・問い合わせ先」あてファクシミリ又は電子メールで問い合わせること。

質問の受付期限は令和6年2月9日（金）17時00分とする。

質問への回答は、随時ホームページで公開するが、回答の内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案の審査

(1) 審査（ヒアリング）

参加意向申出書を提出し参加資格を満たした者に対して、令和6年度企業訪問によるワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）によるヒアリングを行う。

ヒアリングは令和6年3月5日（火）を予定しており、詳細については、参加意向申出書を提出した者へ別途通知する。また、提案者が多数の場合は、提出された企画提案書に基づき評価し、提案者を一定程度まで絞ったうえでヒアリングを行う。

ヒアリング出席者は3名以内とすること。持ち時間は35分（説明15分、質疑20分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

事前に提出した企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加及びプロジェクター・パソコン等の使用は認めないものとする。

(2) 審査方法

企画提案書の内容及びヒアリングの結果をもとに、審査基準に基づく審査を行い、実施委員会委員の評価点の合計が最も高い者を、契約候補者として選定する。

なお、総合評価点満点の6割を最低基準点として定め、提案者が1者の場合は、審査の結果、最低基準点以上の場合にその者を契約候補者とする。

審査の結果、実施委員会委員の評価点の合計が同点の企画提案書があるときは、審査基準のうち「2 事業内容」の「①、②及び③」の合計の評価点が最も高いものを選定する。それでもなお同点の場合は、当該企画提案者を対象として、くじ引きにより選定する。

(3) 審査基準（50点満点。各5点。ただし「2 事業内容」の3項目（①、②及び③）のみ10点）

《1 業務の方針・体制》

- ① ワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進に関する札幌市の事業や当該業務の必要性を理解しているか。
- ② 企業の認証や社会保険労務士等の派遣につなげる役割を担う訪問員として適切な人材が確保され、訪問の調整や訪問実績報告などの一連の業務の実施に必要な体制は整っているか。

《2 事業内容》

- ① より多くの企業等を訪問し、認証企業を増加させるために、訪問対象の選定・訪問方法・制度説明の手法などに工夫がなされているか。
- ② 訪問につながらなかった企業に対するフォローアップ、様々な媒体を用いた認証制度・認証マークの周知啓発など、訪問以外の手法に工夫がなされているか。
- ③ 社会保険労務士等の派遣につなげるための説明のほか、社会保険労務士・関係団体等への訪問にあたり対象の選定に工夫がなされているか。
- ④ 企業の訪問等実績を報告する際の様式や手法は適切か。

《 3 その他 》

- ① 業務の目的を達成するために、特に優れた工夫や実績があるか。
- (4) 審査結果
選定の結果は、ヒアリングを実施した者全員に文書で通知する。

10 契約

契約は、実施委員会により契約候補者に選定された者と札幌市の間で協議の上、締結するものとする。この場合において、契約候補者が提案した事項の変更は、原則として認めないものとする。

選定した契約候補者との協議が不調となった場合や契約候補者が辞退した場合は、企画提案の審査で最低基準点に満たした次点の評価を受けた者を選定し、協議することがある。

11 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

12 評価についての申立て

提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

13 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要

な改変を含む) することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

- (3) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

14 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがある。
- (5) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。
- (6) 委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本提案中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。

15 応募・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 13 階
札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課 担当：高関・本條
TEL：011-211-2962 FAX：011-218-5164
E-mail：danjo@city.sapporo.jp